地域安全ニュース かみ

No. 136

香美地区地域安全協会
（南国警察署香美警察庁舎内）
☎52－0110　FAX53－1855

子どもを犯罪から守る５つの約束

　子どもたちが犠牲になった事件のニュースを目にするたびに、「どこにいても安全とは言い切れない」という大きな不安に襲われる方も多いのではないでしょうか。子どもたちを犯罪から守るために、まず何ができるでしょうか。
　家庭では、親子で話し合い、次のことを守るように注意しましょう。

親子でチェック！
子どもを守る５つの約束

①防犯ブザーを持ち歩き、いざという時には迷わず鳴らす
②できるだけ１人では出歩かない
③外出先を必ず家族に伝えて出掛ける
④帰宅時間を守る
⑤知らない人にはついていかない、近寄らない

外見だけで判断できません

　犯罪を犯す人が、怖そうな人や怪しい人ばかりとは限りません。優しそうな人や言葉巧みに誘う人などにも注意が必要。

人の目に付く道路を通ろう

　小学校高学年から中学生以上になると、部活や塾など、日が暮れてから帰宅することも多いのではないでしょうか。暗くなったら、できるだけ明るく、通行量が多い道を通るようにしましょう。

日頃から防犯意識を高めよう

　自宅では、窓や玄関の鍵かけを一緒にしてみましょう。また、親子で外出したときなどは、周囲にどんな危険があるか話しながら歩いてみましょう。

平成かわら版

南国警察署交通課
高齢者アドバイザー　坂本扶左
☎52－0110（香美警察庁舎）

休憩はお早めに！

　安全な運転をするために、無理のないスケジュールを立てましょう。
　運転は正しい姿勢で、シートベルトを必ず着用しましょう。夕暮れや夜間は事故を起こしやすいので、特に注意が必要です。また、高速道路の運転は単調なものになりやすく、眠気などを引き起こしやすいので、早めに休憩を取るようにしましょう。

運転疲労のサイン

眠気！
☞　目がショボショボしてくる

注意力低下！
☞　標識などを見落とす、他車の動きを見逃す

疲労感の増加！
☞　頭が重い、手足がだるくなる

後期高齢者医療制度のお知らせ

■問い合わせ先
市民保険課☎53−3115

保険料の軽減率と高額療養費の自己負担額が変わります

　後期高齢者医療制度の保険料には、全員が等しく負担する**被保険者均等割額**と、所得に応じて負担する**所得割額**があります。
　後期高齢者医療制度では、平成２０年度の制度開始から、特例的な緩和措置として、保険料の軽減を行ってきました。この特例措置について、制度を持続可能なものとし、公平性を高めることを目的に、見直されることとなりました。変更内容は右の表のとおりです。
　また、８月から高額療養費の自己負担上限額も変わります（住民税非課税世帯の方は現行どおりで変更なし）。詳しくは、７月中旬に発送予定の保険料額決定通知書に同封するリーフレットをご覧ください。

均等割額の軽減率

被用者保険の被扶養者だった方※の軽減率	９割軽減 → ７割軽減

※後期高齢者医療の加入前日に被用者保険（協会けんぽ、共済組合、船員保険等）の被扶養者（扶養家族）だった方

ただし、元被扶養者であっても世帯の所得が低い方は、均等割の軽減（９割・８.５割）が受けられます。

所得割額の軽減率

所得金額（総所得金額から３３万円を引いた額）が５８万円以下※の方の軽減率	５割軽減 → ２割軽減

※年金収入のみの方は、153万円以上211万円以下

保険料額決定通知書兼納付通知書と新しい保険証を発送します

保険料額決定通知書兼納付通知書は７月中旬に発送予定です

　個人ごとの平成２９年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法となります。

特別徴収（年金天引き）
　原則として、年金の受給額が年額１８万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の２分の１を超えない方は年金から天引きされます。

普通徴収
　特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

新しい保険証は７月下旬に発送予定です

　現在お使いの**後期高齢者医療被保険者証**の有効期限は、７月３１日です。新しい保険証は７月下旬ごろ、黄緑色の封筒でお届けします。また、**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証**の有効期限も７月３１日までです。現在認定証をお持ちの方で８月からも該当の方には、新しい認定証も併せてお届けします。

今年度の被保険者証は紫色